

平成23年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年12月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
18番 三浦 三一	19番 稲岡 正一
20番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

17番 原田 定信

会議録署名議員

3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 105号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第 106号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 107号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 108号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第 110号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第 7 議案第 111号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 112号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 9 議案第 113号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第 10 議案第 114号 中央広域環境施設組合規約の変更について

(質疑・付託)

午後1時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（吉田 正君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

14番池光正男君の一般質問を許可します。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうからお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。

大きなタイトルで、公共事業入札のあり方について、2点目に防災対策について、3点目にTPPについて、順じて質問をまいります。

1点目の公共事業入札制度のあり方について。

23年度6月1日、入札制度を変更された理由と、いつ、どこで、だれが、どのような協議を経て、当該入札制度変更の最終決定がなされましたか。市内のすべての業者には、どのように通知されたか、どの程度の周知期間を置かれたのか。それと、今なぜ最低制限価格の引き上げが必要があるのか、答弁をしていただきたいと思います。

2点目に、23年度9月1日より実施された入札制度について、5月30日付で阿波市発注の工事入札における最低制限価格の算出基準の見直しが通知されてから3カ月がたっていないうちに、9月1日で制度の見直しという通知があったそうですが、このときの入札制度変更の直接的理由は何かを答弁をしていただきたいと思います。

3点目に、解体工事3件ですが、私が市民の皆さん方から、市の解体工事は大もうけができる、入札結果表3件について、ある物件については下請に出したら六百数十万円、一千五百数十万円だったですかね、何か900万円もの契約ということが関係者から流されるということが評判になっているようですけれども、またほかにも落札額の少なくとも半分くらいは抜けるということを目にしましたけれども、これが事実とすれば大きな問題に

なるんじゃないかなと思います。市民の皆さん方が聞いたらどう思うか、今の経済情勢がこんなに厳しい中、市の財政も逼迫化しているにもかかわらず、こんなことが起こっているのか、これは起こっているといえば批判は免れないと思います。しかし、これは解体工事を請け負う人が悪いのではないと思います。市の入札制度、その工事の算出基準に問題があるのではないかなと私は思います。その見解はどう考えられておるのか、答えていただきたいと思います。

それから、談合の問題についてですけれども、この談合についてはどこの自治体でもあり得ることとし、社会的な大きな問題になっているのも実態であります。この言葉自体が犯罪であるから、非常に聞こえが悪いものであります。先ほどの件でも、入札制度を2度して変更する、このことそのものが問題として言えるのではないかと思います。阿波市においても、そういう談合のうわさが絶えないものであります。現実はどうなのか。単なるうわさにしておくのか。うわさが出ない、出さない入札制度の防止策が必要となり、公正公平、自由な競争ができる方法があるはずだと思います。その見解についてお答えをいただきたいと思います。大まかな1点はそういうところで答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員のご質問に答弁させていただきます。

1点目、公共事業入札のあり方について。そのうち、1つ目が平成23年6月1日に入札制度を変更されたが、その理由と問題点についてということで答弁させていただきます。

公共事業の入札及び契約につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共事業の品質確保の促進に関する法律、及び公共工事の入札及び契約をめぐる最近の状況を踏まえ、入札制度について改善を行っております。特に、入札及び契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保に努めております。6月1日に最低制限価格の算定基準を一部改正しております。これは、ダンピング対策の強化の一環として実施しております。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあることに加え、公正な取引秩序をゆがめ、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあります。また、施工監督の評価など、行政コストの増大を招くおそれがあります。阿波市の最低制限価格の算定に当たりましては、財務規則第1

09条に規定されている予定価格の3分の2以上、10分の9を超えない範囲において運用しております。具体的には、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用協議会モデルや徳島県の算定基準、近隣市の最低制限価格制度を参考にし、見直しを進めているところであります。具体的な入札及び契約制度につきましては、阿波市入札制度改善検討委員会の中で、審議を経て改正しております。6月1日の最低制限価格の算定基準の改正につきましては、平成23年5月17日の委員会で審議しております。ただ、今回の改正は変動型最低制限価格そのものは改正しておりません。その計算過程における係数だけを改正しているものであります。また、この最低制限価格制度は徳島県が採用していた方式であり、係数につきましても徳島県の採用していた係数を後追いで実施したものであります。

続きまして、2点目の平成23年9月1日に入札制度を変更された理由ですが、ご指摘のように6月に改正しております。最低制限価格を9月に改正いたしました。9月1日に入札制度を改正した理由につきましては、ご指摘のように6月に改正し、最低制限価格制度を9月に改正をいたしております。従来までの入札制度では、入札の応札価格によって最低制限価格が変動する制度であります。この制度の特徴は、発注者も応札者も開札するまで最低制限価格がわからないということで、談合や情報漏えいには一定の効果が期待できます。今回の改正は、この変動型最低制限価格制度を固定型の最低制限価格制度に改正しました。ただ、完全な固定型ではなく一定の範囲内で定めております。この算定に当たりましては、開札前にコンピューターを使ってランダムな係数を使用しておりますので、情報漏えい、談合等に対しては対応できているものと考えております。改正理由についてですが、6月以降、新しい変動型の最低制限価格で運用してきましたが、最低制限価格を下回る入札が多発する案件も見受けられたり、多くの入札者が連合による入札をした場合には、公正な入札が阻害されるおそれがあることなどがあつたため、平成23年8月29日の建設工事審査委員会で審議し、改正しております。その後の入札につきましては、混乱もなく入札執行できております。

3点目の解体工事入札についてですが、公共工事の調達に当たりましては、発注者が競争入札や随意契約に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ予定価格を作成しなければならないとなっております。この予定価格の決定に当たりましては、国土交通省において標準的な公示価格が算定できるよう実態調査を行い、その結果を反映した各種積算基準を整備しております。また、徳島県におきましても、標

準的な条件で施工する工事の積算基準や単価等を定めており、阿波市ではこれらを準用して予定価格の積算根拠をしております。ただし、特殊な工事や解体工事につきましては、歩掛かり、単価等がない場合がございます。このような場合には、定期的に刊行されておりますおります建設物価、建設コスト情報、建築施工単価等を採用しております。これらにも載っていないものにつきましては市場単価を採用するということで、複数の業者から見積書を徴収し単価を決定しておりますので、すべての工事において適正な価格設定ができているものと考えております。

4点目の談合問題についてですが、入札談合は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が禁止するカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つであります。また、入札談合は入札参加者間の公正かつ自由な競争による入札システムを否定するものであり、予算の適正な執行を阻害する者として、国民、市民の利益を損ねる行為でもあります。阿波市におきましては、入札制度改革の取り組みのほか、職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得が重要であり、研修会等も実施しているところであります。

次に、具体的な公共調達の方法であります。入札方法の改善として、設計価格の事前公表、指名基準の拡大、3点目、電子入札制度の導入、4点目、総合評価方式による入札制度の導入など、透明性の確保、公正な競争、不正の排除に向けた制度改革を進めてきたところであります。また、入札契約の過程に対する監視の強化として、1点目、入札結果等のインターネット上での公表、2点目、独占禁止法に係る談合情報対応マニュアルの制定、3点目、工事内訳書の点検、4点目、入札結果の事後的、統計的な分析、5点目、公正入札調査委員会の設置、6点目、ペナルティーの強化など、実施してきております。建設業は、地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに大きな役割を果たしており、地域における健全な建設業の育成は重要な課題です。しかし、景気の後退や公共投資全体の縮減等により、建設業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。公正な競争と地元経済への配慮を両立させるための入札制度の工夫が必要であると考えております。しかし、現在の入札制度はまだまだ発展途上の部分もあります。時代にふさわしい公平性、競争性、透明性、地域性など、全体的に統一された考え方につきましても調査研究が必要であると考えております。

大変長くなりましたが、以上のように努力をしておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきましたが、1点目の工事の手抜きとか下請へのしわ寄せとか、品質確保、支障を来すおそれがあるとか、答弁で言っただけなんですけれども、このことについては私は最少の費用で最大の効果を上げるという、地方自治法精神に反するのではないかなと、これは理由にならないと思います。なぜかといいますと、検査とか点検をしっかりすればこういうことにならないのではないかなと、そういうふう感じておるところであります。そういう1点目の問題も私も疑問に思うところもございます。

それから、9月1日に改正された理由というのと、6月に変えてまた9月に変えると、この6月時点ではこういう制度がいいと判断されたんでしょうけれども、3カ月、結果的には3カ月もたたないうちに制度を変更する、いけばこの方法は欠陥があったということでしょう。

あとの談合についても申し上げておきたいと思いますが、こういうふうなところと変えるようなそういう制度では私はだめだと思います。やっぱり完璧な入札制度に、1点、2点やるべきではなかろうかと思います。

そういうことで、次の解体工事の件についてですけれども、反論になりますけれども、こういう答弁であれば、当然こんな問題が起こらない、相場あってないようなものとしたか、私は言わざるを得ないのではないかなと。これから不用になった建物の解体工事も多く出てこようかと思います。申し上げておきますけれども、今までの解体工事の入札の抜本的な見直しを求めたいと思いますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それと、一番安く上がる、一番低い金額で、だれから見ても疑問を持たれない方法で考えるべきであろうかと思いますが、改善してもらいたいと思います。1つとしては、最低価格を入れない方法であれば、一番低い金額で落ちようかと思います。そういうふうに、だれが聞いても疑問に思わない、こういう制度にしていきたいのですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

それと、談合の問題についてですけれども、こういう今答弁されておりましたけれども、入札制度への完璧なものがない、調査研究しなければならないというあいまいな制度では談合が発生し続けるということになろうかと思います。こういうことが決して起こら



ない方法は必ずあると、私は確信します。乱暴な方法とは思いますがけれども、低入札価格の制度以外には今のところないのではないかなと思います。皆さんわかりやすくいえば、物を買うのに高く買う人いるでしょうか。物をつくってもらうのに、できるだけ安くつくってくれませんか、こういう原点になるべきでないかと思います。そういうことで、答弁をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員の再問にお答えさせていただきます。

最低制限価格を入れないほうがいいのか、最低価格を入れない制度にしたかどうかというようなことでご質問いただきましたが、この件につきましては平成23年の3月議会で吉川議員のご質問でも解体工事に関して最低制限価格制度の適正な方法ということでお答えさせていただいております。最低制限価格制度の適正な方法につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。あと、制限価格を設けないことによりまして、いろんな問題がやはり発生します。確かに、最少の費用で最大の効果を上げる、こういったことは当然考えなければならないわけですが、我々公的なところにいるものとしまして、公務員といいますか、公的な施設にいるものにとりましては、やはり建設工事、解体工事とか、いろいろな工事ありますけども、そこにおきましてやはり人件費とか、そういういろいろなことをやっぱり考えなければならないわけですね。労務費、機械損料とか、運搬処理費とか、いろんな費用が発生します。そういうことですので、そんなことも加味しなければなりません。また、市内業者を育成するという観点も非常に強く我々にとりましては求められておりますので、考慮することが多々あると思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいなと思います。

○議長（吉田 正君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 池光議員のご質問の中で、今の部長答弁の若干補足させていただきます。

まず1点が、池光議員のお話の中で、1つは最少の費用で最大の効果、これはもう理念上まさしくおっしゃるとおりだと思います。一方で、完璧な入札制度、こういう理想論として完璧な入札制度という、言葉としてはあるんだろうと思いますけども、例えば現実の話といたしまして、国においてもあるいは県においてもあるいは各自治体においても、制度についていろいろ研さんし、研修し、あるいは制度改正に取り組んでおると、いろんな事態を踏まえてよりよい制度に改善を図っておると、こういう実態でございまして、完璧

な制度っていうのが現在あるのであれば、そういった事態には至らないわけでございます。そういう意味で、我々としてもよりよい制度の改善にはもちろん努めてまいりますけれども、それが完璧だという事態にはなかなか至らないのではないかと。よりよい制度という視点で考えております。

それから、先ほど部長答弁いたしました中で、解体の関係でご答弁申し上げました。この中身をあえて補足いたしますけれども、設計上解体工事入札に当たります設計価格そのものが適正である、適正に算定しているといったことを申し上げたものでございます。先ほど話も出ましたけれども、例えば解体工事につきまして最低制限価格のあり方については別途検討を進めておるところでございます。先ほど申し上げましたのは、あえて申し上げますけれども、解体工事入札に当たり設計価格そのものは適正に判断していると、設定しているということ、そういう趣旨を申し上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、副市長のほうから完璧な制度はないと、そう言われましたけれども、よりよい制度というんですけれども、やはり本当に談合が起こらない、そういうふうな制度にしなければ私はならないと思いますので、努力してもイタチごっこではだめだと思います。そういう中で、制度改革も十分頭に入れといていただきたいと思います。解体工事の言葉を返すようですけども、解体すれば何も残らないと、建物建てるんだったらすべて材料とかいろんなもん使って物を建てるときはきちっとした検査をするんですけども、解体工事については検査も何もし、更地にしたらいいことであって、本当に市民の皆さん方からこんなうわさが立てられる、そういうことでは非常に残念なことであるし、そういうふうなだれが聞いても、市民皆さん方が聞いても、ああなるほど、その程度で壊せるんだなと、いい仕事してくれるんだなと、そういうふうな方向に持ってってもらいたいと思います。と、申しますのも、そういうふうな市民の皆さん方が聞いて、そんな今の厳しい時代にこっだけ大もうけができるんかなど、こういうような意見はやることそのものがおかしいと、私はそういうふうに思います。

それともう、1点、2点、3点目は結構ですので、談合問題についてということなんです、このことに再問をいたしたいと思います。

この問題につきましては、我が党の扶川県議が県議会で質問をいたしました。これ議事録がきちっとありますので、それを引用させていただきたいと思います。この中に、いろ

いろ情報を得た資料がたくさんございます。それに基づいて、県の入札の工事に当たってのことで、そのままの状態で阿波市も阿波市の中にこういうことがあったんだということをお願いしておきたいと思っております。それで、ここの今申し上げました一覧表の中で、平成15年9月から平成19年8月にかけて阿波市吉野町内の県工事について工事金額ごとにランクを分けまして、それぞれの順番に業者が落札をしていく、業者間で話し合いをして決めた、これ一覧表がでございます。それで、その後ほぼこのとおりに落札をされておりました。同様に、順番表が阿波市の発注工事についてもつくられておりました。これは、平成15年7月、本命の業者の方がほかの業者に対してこの金額でお願いしますと、それもこの中に書かれております。それと、平成15年というのは、あの当時、飯泉県政が2期目をスタートして、改革をやるんだと言いながらそういうことが起こって非常に腹が立ったと、扶川議員のほうが言うておりました。その中で、順番表の仕組みは、実は平成19年10月に一部業者が談合破りをして崩れてしまった。今、ないようです。しかしながら、同じ旧町内の業者の間で、その後別の形の非常に不自然な入札が行われるようになりました。この入札結果は平成20年12月の阿波市内の県道工事でございますが、入札額は一番低い業者から順番に6社まできちんと2,000円間隔になっております。これは、平成21年3月の阿波市内の河川工事の入札だったそうです。これも入札額が低いほうから順番に、何と9社まできちんと1,000円間隔になっております。こういうことであればおかしいなということでありまして、不自然な入札を繰り返している業者は特定のグループをなしておくと、そういうようなことを言われております。それと、当然こういう談合は反対である、知事は申されたそうでございます。入札額が間隔に並ぶ、しかもそれが繰り返し起こるなんてことが偶然に起こり得るでしょうか。あり得ません。そのときに、この入札の結果を5人の弁護士の方に見てもらったら、全員の方がおかしいとおっしゃいました。何度の不公正な入札が行われている、話し合いしているとおっしゃいました。そういうことで、そんな当たり前のことを認められないことでは業者をかばっているのではないかと疑いさえ出てきますねと、こういうふうなことを質問されたことでもあります。そこで、そのときに指摘した阿波市における県工事の入札談合の疑惑について全面的に資料を提供し、証人もよければご紹介いたしますよと、順番表などの真意をみずから検証し、入札談合があったかなかったのか、改めて調査をして、その結果を県民の皆さんにお知らせ願いたいということで、刑事事件には時効があっても、こういった倫理をめぐる問題については時効がありませんと、そういうことを質問されております。私

は、その中で、今申し上げた中で、市の工事も順番性にやっていたという証拠をここに持っております。ですから、こういうことが過去にしてもこういうことが問題とならないような方向でやっていただきたいと、入札をやっていただきたいと思いますし、またこういうことについては市長、副市長、こういう話を聞いてどう思われるか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 森本副市長。

池光議員、これが最後になりますけど。

○14番（池光正男君） はい、わかりました。

○副市長（森本哲生君） ただいまの池光議員のご発言につきましてですけど、私自身かなり驚いておりますのが1つと、もう一つがご発言の中で、阿波市内における県工事なのか、市内における阿波市の工事なのかというような、どうも十分よくわからないところがございます。まず、もし阿波市内の県工事の話であれば、私がこの場でお答えする立場にございませんので差し控えさせていただきますけれども、もし阿波市内における市の発注工事ということであれば、まず十分資料もちょうだいして、あるいはご説明をいただいて、かつ、私、市の公正入札等の調査委員会の委員長もしておりますので、その場で、その中で、十分その資料もちょうだいする中で分析なりさせていただいて、必要な動きもしていきたいというふうに思っております。ご確認させていただければありがたいんですが、まずそれは市の工事も含まれておる話なのか、再度もしよろしければ確認させていただければというふうに思っております。その上で、必要な公正委員会等の調査の中で必要なことをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、副市長のほうから県工事なのか市の工事なのかと。両方含んでおります。そういうことでございます。

それから、次進ませさせていただきます。

防災対策についてでございますが……。

○議長（吉田 正君） 答弁漏れがあるようでございます。

森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 今、池光議員のほうから、確認の意味で、県の工事も市の工事も含めると、市の工事も含めるというお話でございましたので、そういう前提であれ

ば、ぜひ資料もちょうだいいたしまして、公正入札等の調査委員会としてきちっとした形で分析もし、あるいはその後必要な場合には続いての措置もとっていきたいというように考えております。ただ、その資料の信憑性等についても含めて、またいろいろご説明なりいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、副市長のほうからそういうことであればということなので、証人もおりますので、証拠なるものを提示したいと思います。

続いて、質問に移らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉田 正君） どうぞ。

○14番（池光正男君） 防災対策についてでございますけれども、ことし11月20日に林地区住民の意見をお聞きしました。大雨にも安心して住めるところにしてほしい、過去床上1メートル近く水がたまり大変であった、2階がなければ逃げ場がない状態であったということでありました。場所は、林地区にある林特定郵便局でしょうか、その南側の周辺であります。あたり一帯は危険にさらされているということでもあります。それに対しての対策でありますけれども、市として求められていると思います。

1点目に、危険水位の状況、中で・門の開閉及び稼働との部署で判断しているのかということで、現地取扱者は何人ぐらいで行っているのかと、管理はどうしているのか。住民への周知の方法は危険度に照らしてどう対応しているのかというところであります。

2点目に、排水機場の排水能力点検は定期的に行っているのか。どの部署で・門開閉はあわせてポンプ稼働で始動させているのかどうか。

もう一つは、東地区は特に水害がひどいのですが、実態をつかんでいるのか。また、避難ルート、案内板、避難場所、地域で説明が、防災訓練など行っているのかどうか、計画があれば言っていただきたいと思います。

2点目に、現地の実態や住民の声を掌握し、改善策の年次計画を示すため、市として地域説明会を現地で行ってほしいということですが、どうかということになります。

この大まかな質問ですけれども、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（吉田 正君） 遠度総務部長。

○総務部長（遠度重雄君） 池光議員の防災対策についてということで、1点目、危険水位の状況とか、排水機場の排水能力とは、点検ということに関して答弁させていただきます。

阿波市には、国土交通省が管理する樋門が10カ所、排水機場が4カ所と、阿波市が管理する樋門が4カ所、排水機場が4カ所あります。このうち、国土交通省が管理する10カ所の樋門と市が管理する排水機場3カ所には、それぞれ2名ずつの操作人と委託契約しております。また、市が管理する1カ所の排水機場は操作人1名と、香美第2、第3樋門については隣接していますので、2名の操作人と委託契約しています。これらにつきましては、防災対策課の管轄となっております。阿波市が管理している排水機場につきましては、ポンプの点検、整備、操作を排水機場ごとに地元の方と委託契約しており、毎月ポンプの点検報告をしてもらっております。また、排水機場の電気設備に関しては、四国電気保安協会が保守点検しており、毎月点検報告を提出していただいております。

出水時の具体的対応は、市及び国土交通省が吉野川の水位を調べ、一定の水位に到達した場合に、国土交通省から阿波市へ操作人を待機させてくださいとの連絡があり、阿波市から操作人へ連絡を入れることにより、操作人を樋門に待機させます。外水位と内水位のバランスにより樋門の開閉の必要が生じた場合には、樋門操作責任者が市と国土交通省に相談の上、樋門の開閉操作を行います。樋門を閉じた場合には、各河川の水位が上昇してくるため、市が委託している排水機場操作人が排水機場のポンプを稼働し排水を行っていますが、今後排水機場等に災害対策本部から現地に精通した複数の人員を配置し、現地と情報を密にいたします。排水機場のない地区に関しましては、樋門を閉めると水があふれるおそれが出てまいりますので、大雨等の場合、逐次、音声告知機、屋外拡声器で樋門の開閉状況を放送しております。さらに、地元消防団等による広報等により、対象地域へ必要な情報が伝達できるように努めたいと考えております。

また、質問にありました阿波町林地区に設置されている中ノ坪、五明谷排水機場、中川原を除きますが、これは徳島県が昭和54年から平成8年にかけて総工費13億7,400万円でかんがい排水事業林地区土地改良施設（農業用施設）として整備されました。その後、徳島県により、平成3年、平成9年にそれぞれ旧阿波町へ財産移管されて、現在に至っております。このうち、五明谷排水機場の周辺には、平成16年の台風により水没し、多大なる被害をこうむっております。現状のポンプ能力は、五明谷排水機場で毎分198立方メートルと毎分78立方メートル、中ノ坪排水機場で毎分222立方メートルと毎分78立方メートル、中川原排水機場で毎分10.2立方メートルのポンプ場が稼働するようになっておりますが、前述いたしましたとおり、かんがい排水用の農業施設等でありますので、ポンプの排水能力は低いと言わざるを得ません。このようなことから、大雨

等により排水機場の能力で補えない場合、被害を軽減するため、市全体の状況を踏まえながら、国土交通省のポンプ車の派遣要請を行いたいと考えております。

続きまして、2点目の東地区関係のことをございます、どのように対応ができていくかということをございます、市場町、大野島、伊月地区について、地理的な条件にもよりますが、大雨時には浸水の危険が高いと思われま。台風時などには、国土交通省と連絡を図りながら各樋門の操作を行っております。今回の15号台風では、阿波市内での降水量が非常に多かったため、各河川での内水位は樋門を閉じると急速に上昇し、今回のような床下、床上浸水被害が発生いたしました。これら市内の浸水被害や土砂災害などの被害実態を地図に落とすなど、被害状況調書として作成しており、台風時等の重点的な巡視箇所指定するなど、今後の災害対策のため役立てることとしております。また、排水機場等に災害対策本部から現地に精通した複数の人員を配置し、現地と情報を密にし、音声告知機等を通じて対象地域へ必要な情報が伝達できるような体制をとりたいと考えております。自主防災組織が結成されている地域につきましては、避難訓練や消火訓練など、その地域に合った訓練を地域で計画し実施していただいております。今後とも自主防災組織の推進を行い、訓練や講習会を通して災害の種類を勘案し、その地域に合った避難ルート、避難場所が選定できるよう、消防署等と連携を図り、自主防災組織の支援をしていきたいと考えております。また、現在、避難場所などの見直しを関係機関等と進めており、防災会議にかけた上で、地元での説明会等を計画し、市民の災害に対する不安を払拭できるように努めてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。その内容どおりやっていたらよいようにしてもらいたいと思ひます。

林地区では、地元の方の案内で現地へ行きました。残念ながら、あの状況では、見る範囲内では管理は全くできていなかったと思ひます。倉庫の間からは、木が生えたり、草がいっぱい生えております。また、ベルトコンベヤーの下はごみがいっぱいたまって、これではいざというときには機能していないなと思ひました。指摘されたからといって慌てて行くのではなく、日常ふだんのこととしてやっていただきたいと思ひます。これ以上のことは申し上げませんが、きちんと責任持ってやってください。

それと、地元の方の話では、もう何回も床上浸水の被害に遭ったんではたまらんと、も

う引っ越そうと思うとという方がおられました。道路に沿った側溝を広げる対策もやってもらいたいということと、道路の一段下に田があるんですね、郵便局の南のほうには。それも冠水して、道路か田んぼかわからない、どっちへ行くにしても、もう危険きわまりないというところでありまして、そういう状態である、そういう意見ですので、安心・安全なまちづくりに心がけない限り、防災という言葉には当てはまらないようなことではないかと思います。生命と財産を守る立場から、一刻も早く解決するように全力を挙げてもらいたいと思います。

また、きのう江澤議員の質問がございましたので、もう答弁は伊月、大野島のことについては結構ですので、毎年毎年時期が来れば災害の心配が絶えないと思います。地域の防災対策にもポンプ機場の設置も地元の方々の願いにかなうよう、市は県、国に意見を上げて、水害に遭わないように努力していかなければならない、そういった責務があらうかと思っておりますので、今後も私ども議員も国土交通省なり、県、国に上げて、一日も早くやってほしいと、そういう意見を上げていったらどうかと思います。

一応、この件につきましては終わります。

最後に、T P Pの問題についてですけれども、野田内閣はT P P参加を決定しました。関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となり、さらに非関税障壁撤廃の名のもとに食の安全、医療、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働等、国民生活のあらゆる分野での規制緩和をねらうものであります。T P Pの推進の中心になるのがアメリカでございます。アメリカ型の経済を他国に押しつけるのがねらいだと思います。今や、日本全土でT P P反対の運動がかつてないものに広がっております。地方議会、農業委員会、全国農協また労働団体、さらに与党の中でも反対意見がありますし、大きな広がり、矛盾を抱えているわけでありまして。政党の枠も越えた協働で阻止をしなければならないということで、大集会等いろんな形で大運動が起こっております。

さて、本市におきましても、農業、商工業には存亡の危機に立たされていると思っておりますが、どういうことが起こり得るか想定できないと思っておりますが、わかる範囲内のことを答えていただきたいと思っております。それと、市長にもT P Pについてということで、意見を言っただけでいただきたいと思っております。

○議長（吉田 正君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 14番池光議員の一般質問にお答えをさせていただきました。



いと思います。

TPPについてということで、TPPへの交渉参加は阿波市にどのような影響が出てくるかというふうなご質問だったかと思います。

11月に交渉参加の方針が示されたTPPは、環太平洋連携協定と言われるものでございます。また、環太平洋パートナーシップ協定とも訳されています。環太平洋とは、日本列島、南北アメリカの西岸などの太平洋を取り巻く地域を指し、太平洋周辺の加盟国間において貿易の自由化を目指す経済的枠組みの中で、農産物を初め、工業製品やサービスなど、取引されるすべての品目について、原則関税を100%撤廃しようとするものであります。影響についてでございますけれども、TPPの問題については、特に農業への影響が大きく取り上げられています。医療、福祉、雇用やサービスに至るまで、国民の生活すべてに大きな影響を及ぼすとも言われています。

まだ、参加の結論が出ていない上で、具体的な内容やその対策なども公表がされておりませんが、産業経済部においてご質問にあった農業また商業について、国や県あるいは報道などをもとに、その影響を上げてみました。まず、メリットといたしましては、輸出面では関税なしで日本製品を販売することができるようになるため、輸出を主にした産業界と申しますか、業界では大きな経済効果が得られます。また、輸入品では関税がかからなくなり、輸入品も安く国内に販売できるようになることから、消費者は生活用品などの物品を安く購入できるようになり、商業は活発化するとされています。次に、デメリットでございますけれども、これまで関税で守られてきた品目の価格は崩壊し、生産力が減少することが考えられます。特に、農業や畜産の生産加工品が安く日本へ入ってくるため、生産単価が高い日本の農業につきましては、大規模農業に太刀打ちができず壊滅的な打撃を受けることとなります。中でも、日本のお米につきましては、これまでの価格での流通は困難になり、その価値と価格は半減するんじゃないかというふうにも言われております。輸入品が安く手に入るようになると、国内生産品を消費する人が減少するんじゃないかというふうなことも言われております。また、GDP、国内総生産や食料自給率が下がるおそれもあります。外国製品が安く出回ると、単価の下落に伴い、小売業の利益率の低下も考えられます。下請などの製造業では、単価の安い外国で製造されることにより、受注が減少するおそれがあるなどとも言われております。

次に、農林水産省から農産物生産等への影響について試算額が発表されておりますので、これを見てみます。全国規模での農産物の生産額が、8兆5,000億円から48%

減となり4兆1,000億円程度減少すると見込まれております。その内訳といたしましては、米では1兆9,700億円、豚肉においては4,600億円、牛乳、乳製品と牛肉はそれぞれが4,500億円、鶏肉につきましては1,900億円の減少となっております。また、食料自給率につきましては14%減少し、GDPでは7兆9,000億円程度が減少するとされております。また、雇用面において、就業機会は340万人程度減少するんでないかとも言われております。

次に、徳島県の発表によりますと、農業生産額につきましては27%減少し、その額につきましては286億円減少すると試算がされておるところでございます。

次に、阿波市の影響でございますけれども、国や県が試算した基準に準じて、平成18年度の農業算出額の数値を用いて算出をいたしてみました。米の生産額につきましては23億円程度減少になります。その他6品目を合わせますと、農業算出額では約63億円の減額が予測されるところでございます。

このようなことから、本市の農業を初めとする第1次産業につきましては、非常に大きな影響と壊滅的な打撃を受けるというふうなおそれがあるんじゃないかというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員のほうからは、TPPの問題につきまして、今現在まだ国のほうでは協定には至っていませんが、その事前の話し合いということに入っておるといことで、わかる範囲内での答弁ということでございます。

今、田村部長のほうからるるメリット、デメリット、あるいは国内への影響、県への影響、阿波市についての影響等、るる説明がありましたが、特に農業立市を目指す阿波市の場合、米の生産額だけでも23億1,000万円の減少、農業関係トータルで見ましたら、恐らく今160億円ぐらい、平成18年の農業生産額ですかね、阿波市の。これの恐らく4割近い、関税撤廃されたらですね、影響があるであろうというような、恐らく説明だったと思います。TPP全体、国全体で考えた場合、平成22年度の貿易総額、これが輸入がたしか60兆7,000億円、それから輸出が67兆4,000億円、このあたり見ましたら、TPPの無関税等になった場合、恐らく工業製品、輸出品目ですね、工業品目、これについては輸出品目でございますので、やはり輸出の部分67兆4,000億円に匹敵するんじゃないかなと。一方、食料品、あるいは農業関係、食品工業費ですかね、

そんなものについてはやはり輸入に頼ってる部分が随分あるということで、60兆7,000億円、こんなところから、恐らく輸出部門と輸入部門の国内が議論が2つに分かれている。まさに、賛成派、反対派が5分と5分なんじゃないかなと。殊、農業に関しましては、輸入品目、これが関税撤廃されると本当に壊滅的な打撃を受けるんじゃないかと思えます。

徳島県知事も先般たしか10月の定例記者会見だったと思いますが、TPPの参加の是非についてはいろいろ議論をする中で基本的には反対だというような記者発表をされています。私も同様、阿波市の産業構造から見た場合、本当に農業立市を目指してる阿波市、あるいは経済基盤自体が農業に非常に立脚してる、基盤等々から考えましたら、本当に国内対策がほとんどできてない状態、あるいは情報がまるっきり配信されない状態ですね。TPPへの参加議論、いかがなものかな。いかがなものかというよりか、やはり知事同様、本当に今の現在では反対と言わざるを得ない。ただ、先般も農政局の徳島のセンター長さんがお見えになりまして、24年度あるいは24年度以降の農業に対する戸別所得補償を主とする政策、お話を聞きました。で、その話ずっと聞きまして、資料分析しておりまして、やっぱり平地農村、米だけとると20から30ヘクタール、中山間で10から20ヘクタール、非常に規模拡大を求めて国内農業を立て直そうという話なんですけど、全国平均の農家の面積1町7反ですかね、我が市の場合8反ですかね、80アール以下、そういうようなところで、さあ果たして平地農村で20、30ヘクタール、あるいは中山間等々で10、20ヘクタール、土地が集積できるのかな。あるいは、土地を集落営農等で集約した場合、米づくりができない農家が随分出ます。その方については、今持っているコンバインとかトラクターを手放してくださいよ、手放す場合も補助金を出しましょう。わずかな微々たる補助金です、40万円とか50万円というような感じですね。じゃあ、農業できなくなった米づくり農家、じゃあどうするのか、そんなところまではなかなか対応が幾ら分析しても出てこない部分があります。特に、TPPの議論に参加するのであれば、農業政策、本当に僕がよく言う防衛、文部、農業、外交、国の直轄の本当に仕事、責任を持って農業政策についてはしっかりとした政策と説明責任を果たした上でTPPに臨んでほしい、かように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田 正君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうから、市長のほうから答弁をいただきました。

これだけ、農民にとっても、国民にとっても非常に生活がますます悪くなるという状況になってこようと思います。デメリットは国民が背負うて、メリットは財界が、そういうような状態になろうかと思っています。

ここで、JAの北海道の中央会の会長もこう申されておるようです。食料供給は国の安全保障ということで、北海道挙げてTPPに反対していきますと。なぜかといいましたら、米や乳製品などわずかに残された高関税が撤廃されれば、北海道の農業や地域の経済への打撃は大きく、道庁は年2兆1,000億円ぐらいの減収と試算されております。強い農業と言われておりますけれども、日本一の大きい北海道さえ、オーストラリアとは1戸当たりの平均農地160倍の開きがあります。努力で埋められるものではありませんと、そういうことを言われておりますし、全国保険医団体連合会のお医者さんですけれども、TPPに参加すると国民皆保険制度も外国企業の参入の障壁としてやり玉に上げられると。医療をビジネスとしているアメリカは、日本政府に対して、混合診療の解禁や株式会社病院の参入を要求してくると言われております。それで、日本の医療が市場原理になり、金の切れ目が縁の切れ目と、命の切れ目の世界になるのではないかと懸念されております。

また、特に危ない食品の安全性と言われる、これにもかかってきておると思います。この米韓のFTA、これは自由貿易協定ですか、各国で結ばれておるようですけれども、今、韓国も非常な事態になっておるようでございます。アメリカの圧力に屈して、日本ではBSEの牛肉と遺伝子組み換え農産物についてはやってない、そういう危険なもんは20カ月以内ということで、韓国になればもう30カ月以上のもんも枠を広げて問題になっておるようでございます。特に、遺伝子組み換え農産物についても、アメリカ企業の安全検査をうのみにして、規制措置を事実上放棄させられていると言っております。この食の安全ということからも問題が多く残ります。

それと、国保、健保、薬価に対する規制もということで、米韓FTAの事例から見ても、真剣な深刻なのは、医療制度の自由化と思います。日本医師会は次のような問題を提起、指摘しております。1つ目には、公的医療保険制度のないアメリカの基準に従って、民間医療保険の押しつけ、健保、国保制度の縮小というようなことになれへんかと。もう一つは、営利本位の株式会社の医療への参入、不採算な地域、患者部門からの撤退のおそれとか、3つ目には、医師、看護師の国際移動、医師の不足と、そういうことに拍車をかけて地域医療を崩壊させるおそれがある。こういったように、すべての部分について百害

あつて一利なしと、そういうふうなことが言われてます。私どもも、そういうことでT P Pに対しては断固反対の運動を進めてまいりたいと思いますので、理事者の皆さん方にとっても、こういったことはよくおわかりになっておりますので、こういったT P Pを絶対許してはいかんという基点に立ってもらいたいと思います。

それでは、もう私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第105号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第106号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第107号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第108号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 6 議案第110号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第 7 議案第111号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第112号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 9 議案第113号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第10 議案第114号 中央広域環境施設組合格約の変更について

○議長（吉田 正君） 続いて、日程第2、議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第10、議案第114号中央広域環境施設組合格約の変更についてまでを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第105号から議案第114号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第4回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を

開会され、付託案件について審査をされますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

12日午前10時より総務常任委員会、13日午前10時より文教厚生常任委員会、14日午前10時より産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は、20日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時12分 散会